

提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

平成 28 年度旧上瀬谷通信施設返還跡地利用調査業務委託（その 2）

2 業務の内容

別紙業務説明資料のとおり

3 応募登録

本プロポーザルに参加する場合は、必ず参加意向申出書（様式 1）、誓約書（様式 2）を提出して応募登録を行ってください。

(1) 提出期限 **平成 28 年 5 月 16 日（月）午後 5 時まで（必着）**

(2) 提出先 横浜市政策局基地対策課

所在地 〒231-0016 横浜市中区真砂町 2-22 関内中央ビル 5F（市庁舎側）

電話 045-671-2059

(3) 提出方法 郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録）又は持参

（注意）・提出期限を過ぎた場合は受け付けません。ただし、配達業者の事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。

・郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

・持参の場合は、平日午前 9 時～正午と午後 1 時～5 時に、関内中央ビル 5 階政策局基地対策課にて受け付けます。（以下、同様）。

(4) 応募登録時の提出書類

ア 参加意向申出書（様式 1） 1 部

イ 誓約書（様式 2） 1 部

ウ 参加資格確認結果通知書の返信用封筒 1 枚

※定形サイズの封筒を使用し、通知書郵送先のあて先を明記のうえ、82 円分の切手を貼付してください。

(5) 提案資格確認結果の通知

ア 応募者の提案資格を確認し、資格の有無に関わらず参加資格確認結果通知書（様式 3）を郵送します。なお、提案資格があることを確認できた場合は、併せてプロポーザル関係書類提出要請書（様式 5）を送付いたします。

イ 提案資格が確認されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案資格が確認されなかった理由の説明を求めることができます。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに横浜市政策局基地対策課まで提出してください。

ウ 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対して、書面により回答いたします。

4 質問書（要領-1）の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。質問内

容及び回答については、プロポーザル提出要請者全員に通知します。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 平成28年5月24日(火)午後5時まで(必着)
- (2) 提出先 横浜市政策局基地対策課
所在地〒231-0016 横浜市中区真砂町 2-22 関内中央ビル5F(市庁舎側)
電話 045-671-2059
E-mail ss-kichitaisaku@city.yokohama.jp
- (3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール
(注意)・持参以外は着信確認を行ってください。
・持参又は郵送の場合は、質問書に回答送付用の電子メールアドレスを必ず明記してください。
- (4) 回答送付日及び方法 平成28年5月26日(木)電子メールにより送付します。

5 提案書の内容

- (1) 提案書は、次の項目について、別添の所定の書式(様式4、要領-2、要領-3、要領-4)に基づき作成してください。
ア 業務実施体制について(要領-2)
イ 業務実績について(要領-3)
業務実施体制に記載した業務従事者のうち、技術士建設部門(都市及び地方計画)の資格を有するものについて、今回業務と同種・類似業務を中心に、本業務に生かせると考えられる成果を含めて詳細に記入してください。
ウ 提案内容について(要領-4)
用紙の大きさはA3版横(片面)、最大2頁とします。
- (2) 提案内容については次の課題に対する提案とします。

課題： 旧上瀬谷通信施設の跡地利用については当地区における、現在や将来のポテンシャルを生かして本市郊外部の再生に資する新たな活性化拠点、また本市を含む広域な観点から多様な市民ニーズに対応できるまちづくりを模索するものです。
跡地利用検討を進める上での課題と方向性、解決策について、周辺の基盤整備、民間需要の活用、まちづくりの事業手法の検討という視点も含めて提案してください。

- (3) 業務実績及び提案内容に対して評価を行います。参考見積金額は評価の対象になりません。
なお、提案内容に対する評価の基準は以下のとおりです。
ア 本市全体や調査対象地域の現状及び課題を把握しているか
イ 当地区の土地利用(土地活用ゾーン、農業振興ゾーン)について、周辺の基盤整備、民間施設の需要・立地可能性を含めた実現可能な計画を検討する提案であるか
ウ まちづくり実現のため、土地区画整理事業、土地改良事業等の既存手法とともに、新たな手法も検討する提案であるか
エ 取組意欲の感じられる提案であるか
- (4) 業務従事者の条件は次のとおりとします。業務従事者のうち、技術士建設部門(都市及び地方計画)の資格を有するものを2人以上とします。また、業務従事者のうち土地区画整理士の資格を有するものを1人以上とします。
- (5) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意して下さい。
ア 提案は、考え方を文書、イメージ図・イラスト等を使用し、わかりやすく簡潔に記述して下さい。

イ 文字は注記等を除き原則として 10 ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述して下さい。

ウ 多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写しますので、見易さに配慮をお願いします。

6 提案書の提出

(1) 提案書の提出

ア 提出部数 1部

イ 提出期限 平成 28 年 6 月 8 日 (水) 午後 5 時まで (必着)

ウ 提出先 3 (2) と同じ

エ 提出方法 持参又は郵送

(注意) ・郵送の場合は一般書留、簡易書留又は特定記録郵便とし、期限までに到着するように発送して下さい。

(2) その他

ア 所定の様式以外の書類については受理しません。

イ 提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

7 プロポーザルに関するヒアリング

プロポーザルに関するヒアリングを行います。

(1) 実施日時：平成 28 年 6 月 14 日 (火) ～ 平成 28 年 6 月 21 日 (火) (予定)

(注意) ・提案多数等の理由により、延期する場合があります。

(2) 出席者：統括責任者を含む 3 名以下としてください

(3) 機材等：ノートパソコン、プロジェクター、及び追加資料の持ち込みは不可とします。

(4) その他：日時等詳細については別途お知らせします。

技術提案書を基に実施します。

提案者が 6 者以上の場合は、書類選考を行い、上位 5 者をヒアリングの対象とします。

8 審査委員会

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	政策局第 1 入札参加資格審査・業者選定委員会	平成 28 年度旧上瀬谷通信施設返還跡地利用調査業務委託 (その 2) プロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の選定に関する事	プロポーザルの評価・特定に関する事
委 員	政策局長 政策局 女性活躍・男女共同参画担当理事 大学担当理事 基地担当理事 総務部長 大都市制度推進室長 政策部長 報道担当部長 共創推進室長 総務課長	政策局 総務部長 総務課長 政策課担当課長 基地対策課担当課長 環境創造局 政策課担当課長 農政推進課長 都市整備局 企画課長

9 その他

(1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。

(2) 無効となるプロポーザル

ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

カ 虚偽の内容が記載されているもの。

キ 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者。

(3) 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

(4) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(5) 契約書作成の要否

要します。

(6) プロポーザルの取扱い

ア 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとして扱います。

イ 提出されたプロポーザルは、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

ウ 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

エ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

オ プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において選定を見合わせる場合があります。

カ 提出された書類は返却しません。

(7) その他

ア プロポーザルに記載した配置予定の技術者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。

イ プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

ウ プロポーザルは受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

エ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。

オ 選定されたプロポーザルを提出した応募者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。
なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

カ 参加意向申出書の提出後契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

キ 概算業務価格（上限）は約 16,000 千円（税込）です。

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

ク 上瀬谷通信施設に関する情報は、横浜市のホームページを参考にしてください。

（基地対策策課 米軍施設跡地利用）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/kichitaisaku/atochiriyou/>

（瀬谷区役所 旧上瀬谷通信施設について）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/seya/matizukuri/kamiseya/>

(要領-1)

(A4)

平成 年 月 日

横浜市契約事務受任者
横浜市政策局長 小林一美

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

質 問 書

業務名：平成 28 年度旧上瀬谷通信施設返還跡地利用調査業務委託（その 2）

質 問 事 項

回答の送付先

担当部署	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

注：質問がない場合は質問書の提出は不要です。

【業務実施体制】

役割	予定技術者名 (所属・役職)	技術士建設部門（都市及び地方計画）、土地区画整理士の有無	担当する分担業務の内容
管理技術者		有・無 登録日： 登録NO:	
		有・無 登録日： 登録NO:	
担当技術者		有・無 登録日： 登録NO:	
		有・無 登録日： 登録NO:	
		有・無 登録日： 登録NO:	
		有・無 登録日： 登録NO:	
		有・無 登録日： 登録NO:	
		有・無 登録日： 登録NO:	

注：所属・役職については、提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等についても記載してください。また、有資格者については資格を証する書類（技術士登録等証明書等、写し可。）を添付してください。

【業務実績】

本業務における役割：

氏名：

業務名		実施期間	
発注者		契約金額	
業務概要			
業務名		実施期間	
発注者		契約金額	
業務概要			
業務名		実施期間	
発注者		契約金額	
業務概要			

注：今回業務と同種・類似業務等を中心に、できる限り詳細に記入してください。また、契約書及び仕様書等を添付してください。

●委託期間中の手持ち業務の状況

業務名称	履行期限	業務名称	履行期限

【提案内容】

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page. It is intended for the user to write the proposal content.

(様式1)

平成 年 月 日

横浜市契約事務受任者
横浜市政策局長 小林一美

所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印

参加意向申出書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名：平成28年度旧上瀬谷通信施設返還跡地利用調査業務委託（その2）

連絡担当者
所属氏名
電話
FAX
E-mail

(様式2)

平成 年 月 日

横浜市契約事務受任者
横浜市政策局長 小林一美

所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印

誓 約 書

下記の資格要件については、事実と相違ないことを誓約します。

記

以上

- 1 平成 28 年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（測量・設計等）に登載されています。
- 2 1 の名簿において、営業種目「建設コンサルタント等の業務」、細目 A（建設コンサルタント・都市計画・まちづくり）が 1 位となっています。
- 3 平成 28 年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（物品・委託等）に登載され、営業種目「各種調査企画」、細目 B（コンサルティング（建設コンサル等を除く））が 1 位で登録されています。
- 4 業務従事者のうち、2 名以上が技術士建設部門（都市及び地方計画）を有しています。
- 5 業務従事者のうち、1 名以上が土地区画整理士を有しています。
- 5 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していません。
- 6 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年ではありません。
- 7 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者ではありません。
- 8 銀行取引停止処分を受けていません。
- 9 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）ではありません。
- 10 参加意向申出書および提案書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（最近改正平成 27 年 4 月 1 日）の規定による指名停止を受けていません。
- 11 平成 28 年度旧上瀬谷通信施設返還跡地利用調査業務委託（その 2）の完了まで、業務を履行できます。

(様式3)

平成 年 月 日

(商号又は名称)
(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者
横浜市政策局長 小林一美

参加資格確認結果通知書

次の件について、参加資格確認結果を通知します。

件名：平成28年度旧上瀬谷通信施設返還跡地利用調査業務委託（その2）

結果：資格を有することを認めます。

結果：次の理由により、資格を有することを認められません。

（理由）××のため

※上記理由について説明を希望される方は、年 月 日までに政策局基地対策課へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者
所属氏名
電話
F A X
E-mail

(様式4)

平成 年 月 日

横浜市契約事務受任者
横浜市政策局長 小林一美

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
印

提 案 書

次の件について、提案書を提出します。

件名：平成28年度旧上瀬谷通信施設返還跡地利用調査業務委託（その2）

添付書類

- 1 業務実施体制（要領－2）
- 2 業務実績（要領－3）
- 3 提案内容（要領－4）
- 4 参考見積書

連絡担当者
所属氏名
電話
F A X
E-mail

(様式5)

平成 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

横浜市政策局長 小林一美

プロポーザル関係書類提出要請書

次の件について、所定の期日までに提案書等を提出していただきたく通知します。

件名：平成28年度旧上瀬谷通信施設返還跡地利用調査業務委託（その2）

提出書類

- 1 提案書（提出期限 平成28年6月8日（水））
- 2 質問書様式（提出期限 平成28年5月24日（火））
その他関係書類

連絡担当者

所属氏名

電話

F A X

E-mail

(様式6)

平成 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

横浜市政策局長 小林一美

結 果 通 知 書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：平成28年度旧上瀬谷通信施設返還跡地利用調査業務委託（その2）

結果：最適であると特定しました。 契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

結果：次の理由により特定しませんでした。理由：××のため

※上記理由について説明を希望される方は、年 月 日までに政策局基地対策課へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者

所属氏名

電話

F A X

E-mail